

令和 6 年 2 月 13 日

令和 6 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広 島 県

令和6年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和6年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和6年度広島県証紙等特別会計予算	23
県第3号	令和6年度広島県管理事務費特別会計予算	26
県第4号	令和6年度広島県公債管理特別会計予算	29
県第5号	令和6年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	33
県第6号	令和6年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	36
県第7号	令和6年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	39
県第8号	令和6年度広島県水産振興資金特別会計予算	42
県第9号	令和6年度広島県県営林事業費特別会計予算	45
県第10号	令和6年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	48
県第11号	令和6年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	53
県第12号	令和6年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	58
県第13号	令和6年度広島県病院事業会計予算	61
県第14号	令和6年度広島県土地造成事業会計予算	64
県第15号	令和6年度広島県流域下水道事業会計予算	66

県第 1号議案

令和 6 年度広島県一般会計予算

令和 6 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,095,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		323,147,040
	1 県民税	96,323,000
	2 事業税	104,793,000
	3 地方消費税	52,081,000
	4 不動産取得税	7,530,000
	5 県たばこ税	3,017,000
	6 ゴルフ場利用税	695,000
	7 軽油引取税	22,453,000
	8 自動車税	35,658,000
	9 鉾区税	4,000
	10 狩猟税	25,000
	11 産業廃棄物埋立税	568,000
	12 旧法による税	40
2 地方消費税清算金		146,128,000
	1 地方消費税清算金	146,128,000
3 地方譲与税		56,261,011
	1 特別法人事業譲与税	52,938,000
	2 地方揮発油譲与税	2,709,000
	3 石油ガス譲与税	100,000

(単位：千円)

款	項	金	額
	4 自動車重量譲与税		377,000
	5 森林環境譲与税		128,011
	6 航空機燃料譲与税		9,000
4 地方特例交付金			7,152,000
	1 地方特例交付金		7,152,000
5 地方交付税			191,155,000
	1 地方交付税		191,155,000
6 交通安全対策特別交付金			400,000
	1 交通安全対策特別交付金		400,000
7 分担金及び負担金			6,426,250
	1 分担金		444,259
	2 負担金		5,981,991
8 使用料及び手数料			9,241,754
	1 使用料		5,448,628
	2 手数料		3,793,126
9 国庫支出金			108,712,841
	1 国庫負担金		57,045,247
	2 国庫補助金		49,472,763
	3 委託金		2,194,831
10 財産収入			1,181,137
	1 財産運用収入		910,356

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 財産売却収入	270,781
11 寄附金		96,903
	1 寄附金	96,903
12 繰入金		64,181,533
	1 特別会計繰入金	212,719
	2 基金繰入金	63,968,814
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		104,081,530
	1 延滞金、加算金及び過料等	491,832
	2 県預金利子	1,851
	3 貸付金元利収入	87,909,469
	4 受託事業収入	2,894,148
	5 収益事業収入	4,620,537
	6 雑入	8,163,693
15 県債		77,535,000
	1 県債	77,535,000
歳 入 合 計		1,095,700,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,138,579
	1 議会費	2,138,579
2 総務費		57,275,132
	1 総務管理費	27,414,519
	2 企画費	8,660,460
	3 地域振興費	6,796,625
	4 徴税費	9,018,889
	5 選挙費	47,907
	6 防災費	4,340,587
	7 統計調査費	577,987
	8 人事委員会費	198,173
	9 監査委員費	219,985
3 民生費		140,129,987
	1 社会福祉費	103,859,616
	2 児童福祉費	35,841,272
	3 生活保護費	292,611
	4 災害救助費	136,488
4 衛生費		93,952,223
	1 公衆衛生費	66,207,986

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 環境衛生費	6,522,307
	3 環境保全費	4,538,039
	4 保健所費	1,752,578
	5 医薬費	12,447,132
	6 病院費	2,484,181
	5 労働費	3,735,721
	1 労政費	391,757
	2 職業訓練費	2,261,736
	3 雇用対策費	933,595
	4 労働委員会費	148,633
	6 農林水産業費	30,127,659
	1 農業費	7,475,904
	2 畜産業費	1,120,183
	3 水産業費	2,564,014
	4 農地費	9,154,978
	5 林業費	9,812,580
	7 商工費	107,997,442
	1 商業費	2,539,408
	2 工鉱業費	104,149,231
	3 観光費	1,308,803
8 土木費	94,943,024	

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	7,185,505
	2 道路橋梁費	43,855,945
	3 河川海岸費	24,697,664
	4 港湾費	8,639,906
	5 都市計画費	8,228,672
	6 住宅費	1,033,440
	7 空港費	1,301,892
9 警察費		65,713,751
	1 警察管理費	60,262,702
	2 警察活動費	5,451,049
10 教育費		198,955,618
	1 教育総務費	36,078,154
	2 小学校費	55,982,478
	3 中学校費	31,302,961
	4 高等学校費	50,887,845
	5 特別支援学校費	17,476,104
	6 大学費	4,982,610
	7 社会教育費	1,814,059
	8 保健体育費	431,407
11 災害復旧費		8,607,388
	1 農林水産施設災害復旧費	4,527,588

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 土木施設災害復旧費	3,965,000
	3 公共施設災害復旧費	94,800
	4 教育施設災害復旧費	20,000
12 公債費		146,981,461
	1 公債費	146,981,461
13 諸支出金		144,742,015
	1 地方消費税清算金	45,738,000
	2 個人県民税所得割交付金	211,000
	3 利子割交付金	192,000
	4 配当割交付金	2,526,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,606,000
	6 法人事業税交付金	7,537,000
	7 地方消費税交付金	78,649,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	487,000
	9 自動車取得税交付金	15
	10 環境性能割交付金	1,533,000
	11 軽油引取税交付金	5,263,000
14 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳 出 合 計		1,095,700,000

第2表 債務負担行為		(単位：千円)	
事 項	期 間	限 度	額
令和6年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和6年度から 令和16年度まで	元金1,169,000,000千円及びこれに対する利子相当額	
総務事務センター運営事業	令和7年度から 令和9年度まで		679,470
地震被害想定等調査事業	令和7年度		119,971
防災・危機管理体制強化事業	令和7年度		58,800
総合行政通信網（地上系）整備事業	令和7年度		1,833,300
執務環境整備事業	令和7年度		77,420
人事給与・福利厚生システム修正事業	令和7年度から 令和9年度まで		565,180
旧広島陸軍被服支廠安全対策等事業	令和7年度から 令和8年度まで		2,267,158
地方事務所整備事業	令和7年度		506,352
県庁舎整備推進事業（県庁舎設備改修事業）	令和7年度		179,432
県庁舎附帯施設耐震化事業	令和7年度		56,378
県有施設有効活用事業	令和7年度		367,652
文書管理システム更新事業	令和6年度から 令和12年度まで		529,321
広島県立広島国際協力センター管理委託事業	令和7年度から 令和10年度まで		30,912
広島県立広島国際協力センター施設修繕事業	令和7年度		45,676

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県立総合体育館管理委託事業	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	213,568
広島県立総合体育館施設修繕事業	令和 7 年 度	215,491
広島県総合グラウンド管理委託事業	令和 7 年 度	4,666
広島県民文化センター管理委託事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	19,851
広島県民文化センターふくやま管理委託事業	令和 7 年 度	2,935
広島県立文化芸術ホール管理委託事業	令和 7 年 度	11,036
広島県立美術館・広島県縮景園管理委託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	56,556
公園施設維持修繕事業	令和 7 年 度	30,000
広島県立県民の森管理委託事業	令和 7 年 度	5,773
広島県立もみのき森林公園管理委託事業	令和 7 年度から 令和 20 年度まで	88,228
野呂山公園施設管理委託事業	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	1,256
帝釈公園施設管理委託事業	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	13,640
牛小屋高原公園施設管理委託事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1,842
広島県立中央森林公園管理委託事業（公園センター等 地区）	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	14,416

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業	令和7年度から 令和8年度まで	440,000
生活排水処理対策推進事業	令和10年度から 令和46年度まで	14,613
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和7年度から 令和15年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 32,495
広島県立総合リハビリテーションセンター管理委託事業	令和7年度	9,639
広島県立視覚障害者情報センター管理委託事業	令和7年度	1,250
広島県聴覚障害者センター管理委託事業	令和7年度	839
広島県健康福祉センター管理委託事業	令和7年度	2,202
広島県医師育成奨学金事業	令和7年度から 令和12年度まで	288,000
施設内訓練民間活力導入事業	令和7年度	45,609
離転職者委託訓練事業	令和7年度	116,765
障害者就職支援事業	令和7年度	206
産業会館管理委託事業	令和7年度	19,877
ひろしまの食の魅力向上事業	令和7年度から 令和8年度まで	19,200
新事業展開等支援事業	令和7年度	13,750
広島県信用保証協会の損失補償	令和6年4月1日から 令和22年7月31日まで	477,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和 6年 4月 1日から 令和17年 7月31日まで	65,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令 和 6 年 度	300,000
環境・エネルギー産業集積促進事業	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	105,000
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令 和 7 年 度 から 令 和 12 年 度 まで	468,200
広島県立産業技術交流センター等管理委託事業	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 まで	28,672
広島県立産業技術交流センター等大規模修繕事業	令 和 7 年 度	137,938
企業立地促進対策事業	令 和 7 年 度 から 令 和 9 年 度 まで	825,505
大阪・関西万博出展事業	令 和 7 年 度	29,650
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令 和 7 年 度 から 令 和 24 年 度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範囲で行う利子補給 利子補給限度額 73,124
農業振興資金の融資に対する利子補給	令 和 7 年 度 から 令 和 16 年 度 まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.517パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 10,801
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令 和 7 年 度 から 令 和 27 年 度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.65パーセントの範囲で行う利子補給 利子補給限度額 120,758
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令 和 7 年 度 から 令 和 17 年 度 まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年 1.925パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,356
広島県栽培漁業センター管理委託事業	令 和 6 年 度 から 令 和 7 年 度 まで	17,069

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
広島県栽培漁業センター長寿命化対策事業	令和 7 年 度		194,259
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和 7 年度から 令和 27 年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年 1.1パーセントの範囲内で行う利子補給	利子補給限度額 21,395
七宝外 2 地区基幹水利施設補修事業	令和 7 年 度		680,000
鍋石外11地区圃場整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		1,342,000
芸北 3 期外 1 地区広域営農団地農道整備事業	令和 7 年 度		390,000
安芸灘 3 期外 1 地区基幹農道整備事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		2,458,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで		600
西明池外11地区溜池等整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		1,270,000
広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園管理委託事業	令和 6 年度から 令和 8 年度まで		2,244
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定資金の融資に対する利子補給	令和 7 年度から 令和 36 年度まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年 1.3パーセントの範囲内で行う利子補給	利子補給限度額 1,764
小峠外 2 工区育成林整備事業	令和 7 年 度		73,000
茂田外 6 工区森林居住環境整備事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		2,610,000
小畑外35地区山地治山事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		425,000
倉橋漁港港整備交付金	令和 7 年 度		31,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
漁港維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	4,400
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和7年度から 令和10年度まで	830,000
広島県電子入札等システム更新事業	令和6年度から 令和12年度まで	539,814
建設技術者等雇用助成事業	令和7年度	11,100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和6年度から 令和26年度まで	15,672,120
一般国道186号道路災害防除事業	令和7年度	240,000
一般国道317号道路災害防除事業	令和7年度	150,000
一般国道487号道路災害防除事業	令和6年度から 令和9年度まで	3,830,000
一般国道184号道路改良事業	令和7年度	200,000
一般国道185号道路改良事業	令和7年度	300,000
一般国道375号道路改良事業	令和7年度	280,000
一般国道432号道路改良事業	令和7年度	150,000
一般国道433号道路改良事業	令和7年度	290,000
一般国道488号道路改良事業	令和7年度	170,000
主要地方道吉舎油木線道路改良事業	令和7年度	150,000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和6年度から 令和8年度まで	3,640,000
主要地方道尾道三原線道路改良事業	令和7年度	330,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要地方道千代田八千代線道路改良事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	230,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和 7 年 度	3,120,000
主要地方道東広島向原線道路改良事業	令和 7 年 度	200,000
一般県道三次江津線道路改良事業	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	2,350,000
一般県道広島海田線道路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	650,000
一般県道瀬野呉線道路改良事業	令和 7 年 度	280,000
一般県道坂小屋浦線道路改良事業	令和 6 年度から 令和 9 年度まで	3,397,000
一般県道弁財天加計線道路改良事業	令和 7 年 度	160,000
一般県道熊野瀬戸線道路改良事業	令和 7 年 度	350,000
一般県道加茂福山線道路改良事業	令和 7 年 度	300,000
一般県道津之郷山守線道路改良事業	令和 7 年 度	160,000
一般県道廿日市環状線道路改良事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	650,000
一般国道486号交通安全施設等整備事業	令和 7 年 度	120,000
一般県道七曲千代田線交通安全施設等整備事業	令和 7 年 度	40,000
道路事業（単独）	令和 7 年 度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	695,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路維持管理業務委託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,228,000
一級河川国兼川河川改修費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100,000
一級河川御調川河川改修費	令和 7 年 度	70,000
一級河川多治比川河川改修費	令和 7 年 度	250,000
一級河川西城川河川改修費	令和 7 年 度	50,000
二級河川堺川河川改修費	令和 7 年 度	250,000
二級河川中畑川河川改修費	令和 7 年 度	200,000
二級河川沼田川河川改修費	令和 7 年 度	100,000
二級河川入野川河川改修費	令和 7 年 度	50,000
二級河川永慶寺川河川改修費	令和 7 年 度	50,000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令和 7 年 度	40,000
二級河川本川河川改修費	令和 7 年 度	250,000
二級河川手城川河川改修費	令和 7 年 度	150,000
二級河川大河原川河川改修費	令和 7 年 度	60,000
二級河川尾崎川河川改修費	令和 7 年 度	30,000
一級河川京橋川高潮対策事業	令和 7 年 度	100,000
二級河川瀬野川高潮対策事業	令和 7 年 度	30,000
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和 7 年 度	100,000
二級河川沼田川高潮対策事業	令和 7 年 度	90,000
二級河川藤井川高潮対策事業	令和 7 年 度	50,000
小瀬川ダム堰堤改良事業	令和 7 年 度	100,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
魚切ダム堰堤改良事業	令和 7 年 度	150,000
梶毛ダム堰堤改良事業	令和 7 年 度	100,000
山田川ダム堰堤改良事業	令和 7 年 度	100,000
河川事業（単独）	令和 7 年 度	500,000
河道浚渫事業	令和 7 年 度	400,000
護岸等修繕事業	令和 7 年 度	180,000
河川維持管理業務委託事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	180,000
青防川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
赤石川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
秋月川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
宇根川・笠岩川 2 通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
梅木川支川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
陰平川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
賀茂川支川 9 通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
光明寺川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
天井川支川 6 通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
天神川通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
天地川支川 1 通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
西ノ谷川通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
西ノ谷川支川通常砂防事業	令和 7 年 度	100,000
東山本川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000
ひよき川通常砂防事業	令和 7 年 度	50,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
弁財天川通常砂防事業	令和7年度	50,000
ボタ谷川通常砂防事業	令和7年度	50,000
水尻川支川3通常砂防事業	令和7年度	100,000
水谷川通常砂防事業	令和7年度	50,000
家下川通常砂防事業	令和7年度	50,000
秋丸地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	10,000
大林町152地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	20,000
小歌島地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	40,000
川手中地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	10,000
己斐西町2地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	30,000
西上条地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	30,000
地明地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	70,000
神社北地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	20,000
町営住地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	15,000
土井ノ内3地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	20,000
中野東四丁目20地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	30,000
毘沙門台一丁目28地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	10,000
比和友定地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	20,000
三滝本町二丁目1地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	30,000
宮本地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	20,000
山崎地区(庄原市)急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	45,000
横浜6244地区急傾斜地崩壊対策事業	令和7年度	60,000
砂防事業(単独)	令和7年度	250,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
砂防維持管理業務委託事業	令和7年度から 令和8年度まで	9,000
瀬戸田港海岸港湾海岸保全施設事業	令和7年度	30,000
海岸維持管理業務委託事業	令和7年度	22,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和7年度	885,000
重要港湾尾道糸崎港修築事業	令和7年度	75,000
国際拠点港湾広島港環境整備事業	令和7年度	200,000
重要港湾尾道糸崎港環境整備事業	令和7年度	100,000
厳島港港整備交付金	令和7年度	52,000
大竹港港整備交付金	令和7年度から 令和8年度まで	364,000
千年港港整備交付金	令和7年度	52,000
港湾事業（単独）	令和7年度	390,000
港湾維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和7年度まで	111,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経 費	令和7年度から 令和10年度まで	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（ 街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債 務保証	令和6年度から 令和10年度まで	1,500,000
広島市東部地区連続立体交差事業	令和7年度から 令和9年度まで	250,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
佐方線街路事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	900,000
街路事業（単独）	令和 7 年 度	200,000
広島県立みよし公園管理委託事業	令和 7 年 度	12,948
広島県立びんご運動公園管理委託事業	令和 6 年度から 令和 26 年度まで	3,440,203
広島県立びんご運動公園活性化事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	180,000
広島県立みよし公園設備改修事業	令和 7 年 度	52,500
公園事業（単独）	令和 7 年 度	31,500
建築基準法等施行費	令和 7 年 度	6,687
広島空港関連施設等管理費	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	70,241
土木施設災害復旧事業	令和 7 年 度	500,000
交番・駐在所整備事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	5,835
(仮称)警察本部別館基町庁舎建替等整備事業	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	349,314
県立学校施設整備事業	令和 7 年 度	2,824,800
県立特別支援学校通学対策事業	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	766,082

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	25,048,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	1,423,400	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	199,800	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	2,981,100	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	129,100	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	69,900	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	5,427,400	同上	同上	同上
都市圏魅力創造戦略推進事業	92,000	同上	同上	同上
生活交通確保対策事業	16,900	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	767,500	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	256,400	同上	同上	同上
医療施設整備事業	74,500	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	392,100	同上	同上	同上
高等技術専門校整備事業	9,700	同上	同上	同上
漁港改良事業	66,900	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	322,500	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	38,200	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,194,100	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交番・駐在所庁舎建設事業	137,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
交通安全施設整備事業	1,231,700	同上	同上	同上
警察施設整備事業	317,000	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	6,900	同上	同上	同上
公園整備事業	55,200	同上	同上	同上
防災対策事業	18,005,700	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	9,812,900	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	3,414,800	同上	同上	同上
警察装備事業	13,800	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	304,900	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	322,500	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	同上	同上
臨時財政対策	5,402,000	同上	同上	同上
合 計	77,535,000			

県第 2号議案

令和 6 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 6 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,996,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		25,000
	1 証紙収入	24,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		2,971,770
	1 証紙代金収納計器収入	2,971,769
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		2,996,770

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 証紙繰出金		25,000
	1 証紙繰出金	25,000
2 証紙代金収納計器繰出金		2,971,770
	1 証紙代金収納計器繰出金	2,971,770
歳 出 合 計		2,996,770

県第 3号議案

令和 6 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 6 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 709,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		709,608
	1 繰越金	1
	2 諸収入	709,607
歳 入 合 計		709,608

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理事務費		709,608
	1 用品調達費	507,555
	2 通信管理費	202,053
歳 出 合 計		709,608

県第 4号議案

令和 6 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 6 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 309,461,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		309,461,866
	1 財産収入	818,911
	2 繰入金	223,208,955
	3 県債	85,434,000
歳 入 合 計		309,461,866

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 公債管理費			309,461,866
	1 公債管理費		309,461,866
歳 出 合 計			309,461,866

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	85,274,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換	160,000	同上	同上	同上
合 計	85,434,000			

県第 5号議案

令和 6 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 6 年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 357,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		357,902
	1 繰入金	3,762
	2 繰越金	194,355
	3 諸収入	159,785
歳 入 合 計		357,902

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金		357,902
	1 母子・父子・寡婦福祉費	357,902
歳 出 合 計		357,902

県第 6号議案

令和 6 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 6 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 227,001,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		227,001,209
	1 分担金及び負担金	71,533,240
	2 国庫支出金	63,108,543
	3 前期高齢者交付金	77,257,453
	4 共同事業交付金	458,860
	5 出産育児交付金	7,094
	6 財産収入	226
	7 繰入金	14,426,182
	8 繰越金	209,611
歳 入 合 計		227,001,209

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		227,001,209
	1 総務費	11,590
	2 国民健康保険運営費	226,811,090
	3 保健事業費	175,297
	4 基金積立金	226
	5 諸支出金	3,006
歳 出 合 計		227,001,209

県第 7号議案

令和 6 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 6 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 751,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		751,906
	1 繰入金	24,447
	2 繰越金	8,637
	3 諸収入	718,822
歳 入 合 計		751,906

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 中小企業支援資金		751,906
	1 貸付金	24,446
	2 諸支出金	727,460
歳 出 合 計		751,906

県第 8号議案

令和 6 年度広島県水産振興資金特別会計予算

令和 6 年度広島県水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		1,247
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,244
	3 諸収入	1
歳 入 合 計		1,247

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 沿岸漁業改善資金		1,247	
	1 沿岸漁業改善資金	1,247	
歳 出 合 計		1,247	

県第 9号議案

令和 6 年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和 6 年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 566,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		566,184
	1 国庫支出金	50,499
	2 財産収入	327,446
	3 繰入金	109,259
	4 繰越金	77,000
	5 諸収入	1,980
歳 入 合 計		566,184

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営林事業費		566,184
	1 県営林事業費	566,184
歳 出 合 計		566,184

県第10号議案

令和6年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和6年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,303,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		13,303,332
	1 分担金及び負担金	14,796
	2 使用料及び手数料	2,326,630
	3 財産収入	8,702,165
	4 繰越金	1
	5 諸収入	802,240
	6 県債	1,457,500
歳 入 合 計		13,303,332

(単位：千円)		
歳 出		
款	項	金 額
1 港湾特別整備事業費		13,303,332
	1 公債費	1,004,318
	2 広島港費	3,192,560
	3 福山港費	501,574
	4 尾道糸崎港費	58,123
	5 諸支出金	8,524,902
	6 漁港費	21,855
歳 出 合 計		13,303,332

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限	度	額	
広島港出島西地区上屋建設事業		令	和	7	年	度	46,000
広島港出島地区臨海土地造成事業		令	和	7	年	度	300,000
福山港箕島地区ふ頭用地造成事業		令	和	7	年	度	150,000
福山港箕沖地区荷役機械整備事業		令	和	7	年	度	40,000

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	1,457,500			
広島港整備事業	1,012,700	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	387,900	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	600	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	56,300	同上	同上	同上
合 計	1,457,500			

県第11号議案

令和6年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和6年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,030,251千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		7,030,251
	1 使用料及び手数料	2,845,649
	2 国庫支出金	1,223,491
	3 財産収入	19,621
	4 繰入金	1,010,888
	5 繰越金	17,000
	6 諸収入	54,602
	7 県債	1,859,000
歳 入 合 計		7,030,251

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営住宅事業費		6,094,844
	1 県営住宅事業費	6,094,844
2 公債費		935,407
	1 公債費	935,407
歳 出 合 計		7,030,251

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
住宅建設事業	令和6年度から 令和8年度まで	3,183,383

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	1,859,000	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	1,859,000			

県第12号議案

令和6年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和6年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ748,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		748,023
	1 繰越金	271,440
	2 諸収入	476,583
歳 入 合 計		748,023

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金		748,023
	1 高等学校等奨学金	748,023
歳 出 合 計		748,023

(総 則)

第1条 令和6年度広島県病院事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	院	数	2	病院
(2)	病	床	数	798	床
(3)	年	間	患	者	数
		入			院
		外			来
				230,151	人
				325,131	人
(4)	一	日	平	均	患
		入			院
		外			来
				631	人
				1,338	人
(5)	主	要	な	建	設
		改	良	事	業
		県	立	広	島
		病	院	整	備
		事	業		
				633,713	千円
		機	械	器	具
		及	び	備	品
		整	備	費	
				1,959,457	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入
第1款	病	院	事	業	収
				益	
				30,385,344	千円
第1項	医	業	収	益	
				28,204,538	千円
第2項	医	業	外	収	益
				2,150,806	千円
第3項	特	別	利	益	
				30,000	千円
				支	出
第1款	病	院	事	業	費
				用	
				30,263,649	千円
第1項	医	業	費	用	
				29,779,541	千円

第2項	医 業 外 費 用	428,058 千円
第3項	特 別 損 失	56,050 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,392,617千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,359千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,390,258千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	3,309,207 千円
第1項	企 業 債	2,586,900 千円
第2項	出 資 金	1,865 千円
第3項	負 担 金	692,314 千円
第4項	そ の 他 雑 収 益	28,128 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,701,824 千円
第1項	建 設 改 良 費	2,648,106 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,053,718 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立広島病院CVCF更新事業	令和7年度	271,784 千円
県立広島病院北棟2階電気室移設事業	令和7年度	72,500 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限 度 額 2,586,900千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,371,091千円

(2) 交際費 540千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、864,613千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,230,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	ハイブリッド手術設備	1式
器械備品	基盤系システム	1式
器械備品	磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	2式
器械備品	人事給与システム	1式

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和6年度広島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

土地造成事業費	266,029千円
箕島地区土地造成	65,529千円
安浦地区土地造成	15,500千円
開発整備推進	185,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 土地造成事業収益			57,515千円
第1項 営業収益			1千円
第2項 営業外収益			57,514千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用			405,731千円
第1項 営業費用			322,487千円
第2項 営業外費用			82,244千円
第3項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			5,732,993千円
第1項 出資金			5,732,992千円

第2項 関 連 収 入 1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 5,632,029 千円

第1項 土 地 造 成 費 266,029 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 5,366,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 84,506 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和6年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2) 年 間 総 処 理 水 量	82,125,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	225,000 m ³
(4) 建 設 改 良 事 業	
太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	970,393 千円
芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	2,247,738 千円
沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	483,685 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 収 益		10,369,814 千円
第1項 営 業 収 益		6,903,010 千円
第2項 営 業 外 収 益		3,466,804 千円
	支 出	
第1款 流 域 下 水 道 事 業 費 用		10,361,134 千円
第1項 営 業 費 用		10,165,346 千円
第2項 営 業 外 費 用		192,788 千円
第3項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 830,225千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,240千円、過年度分損益勘定留保資金 576,677千円及び当年度分損益勘定留保資金 246,308千円で補填するものと

する。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	4,061,426 千円
第1項	企 業 債	1,020,900 千円
第2項	補 助 金	2,181,678 千円
第3項	工 事 負 担 金	858,847 千円
第4項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,891,651 千円
第1項	建 設 改 良 費	3,701,816 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,189,835 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和7年度から 令和8年度まで	488,470 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和7年度から 令和8年度まで	1,074,985 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 1,020,900千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和6年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 234,727千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,361,950千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和6年2月13日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦